

輸出国での栽培地検査の対象  
(規則第5条の4及び別表1の2関係)

規則別表1の2について、次のとおり改正する（下線部が追加箇所、取消線が削除箇所）。

地域	植物	検疫有害動植物	改正の理由
<u>1.</u> <u>インド、インドネシア、</u> <u>カンボジア、シンガポ</u> <u>ール、スリランカ、タイ、</u> <u>中華人民共和国（香港を</u> <u>除く。以下この表におい</u> <u>て同じ。）</u> 、 <u>ネパール、</u> <u>パキスタン、バングラデ</u> <u>シュ、フィリピン、ブー</u> <u>タン、ベトナム、香港、</u> <u>マレーシア、ミャンマー</u> <u>、モルディブ、ラオス、</u> <u>アラブ首長国連邦、イエ</u> <u>メン、イラン、オマーン</u> <u>、ウガンダ、ケニア、ジ</u> <u>ンバブエ、スワジランド</u> <u>、セーシェル、タンザニ</u> <u>ア、南アフリカ共和国、</u> <u>アメリカ合衆国（ハワイ</u> <u>諸島を除く。以下この表</u> <u>において同じ。）</u> 、 <u>バミ</u> <u>ューダ諸島、エクアドル</u> <u>、エルサルバドル、ガイ</u> <u>アナ、グアテマラ、コス</u> <u>タリカ、コロンビア、ス</u> <u>リナム、ニカラグア、西</u> <u>インド諸島、パナマ、ブ</u> <u>ラジル、フランス領ギア</u>	<u>アボカド、カシューナツ</u> <u>ツ、カヤ・イボレンシス</u> <u>、くだものとけい、げつ</u> <u>けいじゆ、ココやし、ご</u> <u>れんし、ざくろ、サポジ</u> <u>ラ、しょうが、パパイヤ</u> <u>、ばんじろう、ブクスス</u> <u>・センペルウィレンス、</u> <u>まるめろ、マンゴウ、れ</u> <u>いし、くわ属植物、ケス</u> <u>トルム属植物、げつきつ</u> <u>属植物、コーヒーノキ属</u> <u>植物、なし属植物、はこ</u> <u>やなぎ属植物、バショウ</u> <u>属植物、ばら属植物、ば</u> <u>んれいし属植物、ぶどう</u> <u>属植物、ふよう属植物、</u> <u>プルメリア属植物、みか</u> <u>ん属植物及びユーゲニア</u> <u>属植物の生植物（種子、</u> <u>果実及び地下部を除く。</u> <u>）であつて栽培の用に供</u> <u>するもの</u>	<u><i>Aleurocanthus</i></u> <u><i>woglumi</i>（ミカ</u> <u>ンクロトゲコナ</u> <u>ジラミ）</u>	リスクアナリ シスの結果に 基づき、新た に追加する検 疫有害動植物 、その対象地 域及び対象植 物を規定。

<p>ナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島</p>			
<p>2. <u>インド、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）</u>、<u>英領チャンネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エチオピア、カナリア諸島、ケニア、スーダン、セネガル、チュニジア、ニジェール、南スーダン、モロッコ、リビア、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ</u></p>	<p><u>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びなす属植物の生茎葉並びにトマトの生果実</u></p>	<p><i>Tuta absoluta</i> (<u>トマトキバガ</u>)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する検疫有害動植物、その対象地域及び対象植物を規定。</p>

<p>、<u>パナマ</u>、<u>パラグアイ</u>、<u>ブラジル</u>、<u>ベネズエラ</u>、<u>ペルー</u>、<u>ボリビア</u></p>			
<p>3. <u>トルコ</u>、<u>オランダ</u>、<u>ドイツ</u>、<u>フランス</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>南アフリカ共和国</u>、<u>アメリカ合衆国</u>、<u>アルゼンチン</u>、<u>メキシコ</u></p>	<p><u>エリカ・キネレア</u>、<u>きくごぼう</u>、<u>キミキフガ・ラケモサ</u>、<u>てんさい</u>、<u>どいつあやめ</u>、<u>トマト</u>、<u>にんじん</u>、<u>ばれいしよ</u>、<u>ポテンティラ・フルティコサ</u>、<u>ヨーロッパしらかんば</u>、<u>ロニケラ・クシロステウム</u>、<u>かえで属植物及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</u></p>	<p><i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規追加に伴う項番号（1から3へ）の変更。</li> <li>・リスクアナリシスの結果を踏まえ、新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加</li> </ul>
<p>4. <u>大韓民国</u>、<u>パキスタン</u>、<u>イスラエル</u>、<u>イラク</u>、<u>イラン</u>、<u>トルコ</u>、<u>ヨルダン</u>、<u>アイルランド</u>、<u>アゼルバイジャン</u>、<u>アルバニア</u>、<u>アルメニア</u>、<u>イタリア</u>、<u>ウクライナ</u>、<u>ウズベキスタン</u>、<u>英国</u>、<u>エストニア</u>、<u>オーストリア</u>、<u>オランダ</u>、<u>カザフスタン</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>キルギス</u>、<u>ダルジチ</u>、<u>クロアチア</u>、<u>コソボ</u>、<u>ジョージア</u>、<u>スイス</u>、<u>スウェーデン</u>、<u>スペイン</u>、<u>スロバキア</u>、<u>スロベニア</u>、<u>セルビア</u>、<u>タジキスタン</u>、<u>チェコ</u>、<u>デンマ</u></p>	<p>[略]</p>	<p><i>Heterodera schachtii</i> (テンサイシストセンチュウ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規追加に伴う項番号（2から4へ）の変更。</li> <li>・国名表記変更のため、「地域」のグルジアをジョージアへ変更。</li> </ul>

<p>ーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>			
<p>5. [略]</p>	<p>アスパラガス、<u>いろはもみじ</u>、<u>おらんだいちご</u>、<u>きくごぼう</u>、<u>きんぐさり</u>、<u>てんさい</u>、<u>トマト</u>、<u>にんじん</u>、<u>ばれいしよ</u>、<u>ゆきげゆり</u>、<u>ようしゆとりかぶと</u>、<u>ヨーロッパしらかんば</u>、<u>ロニケラ・クシロステウム</u>及び<u>こまくさ属植物</u>の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p><i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)</p>	<p>・新規追加に伴う項番号（3から5へ）の変更。 ・リスクアナリシスの結果に基づき、新たに寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>
<p>6.</p>	<p>オープンティア・トルティスピナ、オープンティア・フラギリス、<u>きゆうり</u>、</p>	<p><i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)</p>	<p>・新規追加に伴う項番号（4から6へ）</p>

<p>イナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、<del>ダルジヤ</del>、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ</p>	<p><u>すべりひゆ</u>、<u>とうがらし</u>、<u>トマト</u>、<u>ばらもんじん</u>、<u>ばれいしよ</u>、<u>ペポかぼちや</u>、マミラリア・ビビパラ及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>		<p>の変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアナリシスの結果に基づき、新たに寄主植物となることが確認された植物を追加。</li> <li>・国名表記変更のため、「地域」のグルジアをジョージアへ変更。</li> </ul>
<p>7. [略]</p>	<p>アボカド、うこん、おくら、<u>キルトスペルマ・シヤミツソーニス</u>、<u>クプレツスス・マクロカルパ</u>、ケロシア・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しょくようかんな、だいしよ、ちや、とうもろこし、<u>トマト</u>、<u>なす</u>、<u>ばれいしよ</u>、<u>ばんれいし</u>、<u>びんろうじゆ</u>、<u>めきしこいとすぎ</u>、<u>らつかせい</u>（さやのない種子を除く。）、アンスリウム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしょう属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培</p>	<p><i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規追加に伴う項番号（5から7へ）の変更。</li> <li>・リスクアナリシスの結果に基づき、寄主植物となることが確認された植物を追加。</li> </ul>

	の用に供し得るもの		
8. スリランカ、タイ、中華 人民共和国、ベトナム、 スイス、コートジボワー ル、セネガル、ブルキナ ファソ、マラウイ、南ア フリカ共和国、アメリカ 合衆国、グアテマラ、コ スタリカ、西インド諸島 、ブラジル、ベネズエラ 、メキシコ	アセロラ、アラビアコー ヒー、アンゲロニア・ア ングスティフォリア、エ ンテロロビウム・コント ルティシリクウム、オエ ケクラデス・マクラタ、 カリステモン・ウイミナ リス、キャッサバ、きゆ うり、くずうこん、クレ ロデンドルム・ウガンデ ンセ、くろみぐわ、くわ くさ、けぶかわた、こせ んだんぐさ、さつまいも 、しょうじょうそう、じ よおうやし、しろこやま もも、すいか、せいよう きらんそう、ソランドラ ・マクシマ、たばこ、だ んどぼろぎく、ティボウ キナ・エレガンス、てり みのいぬほおずき、とう がらし、トマト、なす、 なつめ、にしきじそ、に んじん、パウロウニア・ エロンガタ、はなまき、 ぱらみつ、ばんじろう、 ひめのうぜんかずら、ペ ポかぼちや、みばしよう 及びユーフォルビア・プ ニケアの生植物の地下部 であつて栽培の用に供し 得るもの	<i>Meloidogyne en terolobii</i>	リスクアナリ シスの結果に 基づき、新た に追加する検 疫有害動植物 、その対象地 域及び対象植 物を規定。
9.	おふくかずら、おらんだ	<i>Xiphinema inde</i>	リスクアナリ

<p>インド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア</p>	<p>いちご、オリーブ、せいよういとすぎ、せんちこう、つた、とうぐわ、トマト、ひめいらくさ、ペチュニア、まるばたばこ、あかざ属植物、いちじく属植物、さくら属植物、とねりばはぜのき属植物、なす属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、まつ属植物及びみかん属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>x (ブドウオオハリセンチュウ)</p>	<p>シスの結果に基づき、新たに追加する検疫有害動植物、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
<p>10. インド、台湾、中華人民共和国、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、<del>ダルジャ</del>、ジョージア、スロ</p>	<p>[略]</p>	<p><i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちよう病菌)</p>	<p>・新規追加に伴う項番号 (6から10へ) の変更。 ・国名表記変更のため、「地域」のグルジアをジョージアへ変更。</p>

<p>バキア、タジキスタン、 チェコ、デンマーク、ド イツ、トルクメニスタン 、ハンガリー、フランス 、ベラルーシ、ベルギー 、ポーランド、モルドバ 、ラトビア、リトアニア 、ルーマニア、ロシア、 モロッコ、アメリカ合衆 国、カナダ、アルゼンチ ン、ブラジル、オースト ラリア、ニュージーラン ド、ハワイ諸島</p>			
<p>11. [略]</p>	<p>[略]</p>	<p><i>Phytophthora k ernoviae</i></p>	<p>・新規追加に 伴う項番号（ 7から11へ） の変更。</p>
<p>12. [略]</p>	<p>とさみずき、ノトリトカ ルプス・デンシフロルス 、ヒドランゲア・シーマ ニアイ、アジアントム属 植物、あせび属植物、あ めりかいかりそう属植物 、アルクトスタフィロス 属植物、アルブツス属植 物、いすのき属植物、い ちい属植物、いわなんて ん属植物、うめがさそう 属植物、うるし属植物、 ウンベルラリア属植物、 エリカ属植物、おがたま のき属植物、おしだ属植 物、オリーブ属植物、か えで属植物、かなめもち</p>	<p><i>Phytophthora r amorum</i></p>	<p>・新規追加に 伴う項番号（ 8から12へ） の変更。 ・リスクアナ リシスの結果 に基づき、寄 主植物となる ことが確認さ れた植物を追 加。</p>

属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キスツス属植物、きづた属植物、きょうちくとう属植物、くすのき属植物、くましで属植物、くり属植物、グリセリーニア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなろうばい属植物、ケアノツス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、ショワジア属植物、しらたまのき属植物、シンフォリカルポス属植物、すいかずら属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、つが属植物、つつじ属植物、つばき属植物、つばめおもと属植物、つまとりそう属植物、ていかかずら属植物、とうひ属植物、とがさわら属植物、ときわさんざし

属植物、ときわまんさく  
属植物、とちのき属植物  
、とねりこ属植物、とね  
りばはぜのき属植物、と  
べら属植物、ドリミス属  
植物、なんきよくぶな属  
植物、にしきぎ属植物、  
にれ属植物、にわとこ属  
植物、はこやなぎ属植物  
、はしどい属植物、はし  
ばみ属植物、はなずおう  
属植物、ばら属植物、パ  
ラクメリア属植物、パロ  
ッティア属植物、はんの  
き属植物、ばんれいし属  
植物、ひいらぎなんてん  
属植物、ひのき属植物、  
ひめしやくなげ属植物、  
ひめつばき属植物、フィ  
ソカルプス属植物、フク  
シア属植物、ぶな属植物  
、ヘテロメレス属植物、  
まいづるそう属植物、ま  
つ属植物、まてばしい属  
植物、まんさく属植物、  
みずき属植物、めぎ属植  
物、もくせい属植物、も  
くれん属植物、もくれん  
もどき属植物、もちのき  
属植物、もみ属植物、や  
なぎ属植物、やぶこうじ  
属植物、やぶにんじん属  
植物、ユーカリノキ属植  
物、ゆずりは属植物、ゆ  
りのき属植物、りんご属  
植物及びりんねそう属植

	物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの		
13. <u>アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ</u>	<u>さくら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</u>	<u>Apiosporina morbosa</u>	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する検疫有害動植物、その対象地域及び対象植物を規定。
14. <u>アメリカ合衆国</u>	<u>くり属植物及びこなら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</u>	<u>Ceratocystis fagacearum（ナラ類しおれ病菌）</u>	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する検疫有害動植物、その対象地域及び対象植物を規定。
15. <u>イエメン、イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、アルバニア、アルメニア、イタリア、キプロス、ギリシャ、ジョージア、フランス、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、リビア</u>	<u>シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、エレモシトラス属植物、からたち属植物、きんかん属植物、セベリニア属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</u>	<u>Deuterophoma tracheiphila</u>	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する検疫有害動植物、その対象地域及び対象植物を規定。
16. <u>インド、パキスタン、イスラエル、トルコ、レバノン、アイルランド、イ</u>	<u>アエスクルス・カリフォルニカ、あかつゆ、アルクトスタフィロス・スタンフォーディアナ、いち</u>	<u>Eutypa lata</u>	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する検

<p>タリア、ウクライナ、英国、オーストリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、セルビア、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、アルジェリア、南アフリカ共和国、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>じく、うんなんおうばい、オリーブ、かき、キッスス・ヒポグラウカ、くさぼけ、グメリナ・ライヒハルディ、こしようぼく、こばのしなのき、こぶかえで、サリックス・カプレア、サリックス・ラシオレピス、しまとべら、ショワジア・テルナタ、シンフォリカルポス・オルビクラツス、せいようきづた、せいようきようちくとう、せいようしで、せいようとねりこ、せいようにわとこ、せいようはこやなぎ、せいようはしばみ、せいようはるにれ、ソルブス・アリア、テレピンノキ、なし、なつぼだいじゆ、ピスタキア・レンティスクス、ピスタシオノキ、ひろはかえで、びわ、ふさあかしあ、ぺるしやぐるみ、ベルベリス・ダーウイニー、まるめろ、むらさきはしどい、もみじばすずかけのき、ようしゆいぼた、ヨーロッパななかまど、ヨーロッパぶな、ランタナ、レモン、ロニケラ・アルピゲナ、ロニケラ・クシロステウム、がまずみ属植物、ぎよりゆう属植物、くろうめ</p>	<p>疫有害動植物、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
---	---	--------------------------------

	もどき属植物、ケアノツス属植物、こなら属植物、さくら属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、すぐり属植物、ばら属植物、ヒトツバエニシダ属植物、ぶどう属植物、みずき属植物及びりんご属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの		
17. インドネシア、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブータン、香港、ロシア、ウガンダ、ガーナ、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、スワジランド、ナイジェリア、ナミビア、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、アルゼンチン、キューバ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、バヌアツ	からたち、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	<i>Guignardia citricarpa</i>	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する検疫有害動植物、その対象地域及び対象植物を規定。
18. インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、エジプト、カメルーン、スーダン、モロッコ、アメリカ合衆国、ガイアナ、キューバ、ジャマイカ、トリニダード・トバ	あかつゆ、アボカド、しろこやまもも、いちじく属植物、カリッサ属植物、きょうちくとう属植物、なし属植物、にれ属植物、まきばぶらしのき属植物、みかん属植物、もちのき属植物、ユーカリ	<i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カシキツ類てんぐ巣病菌)	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する検疫有害動植物、その対象地域及び対象植物を規定。

<p>ゴ、プエルトリコ、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島</p>	<p>ノキ属植物及びりんご属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>		
<p>19. イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、<del>グルジア</del>、クロアチア、コソボ、<del>ジョージア</del>、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、チュニジア、モーリシャス、アメリカ合衆国、カナダ、コロンビア、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア</p>	<p>いんげんまめ、<u>ささげ</u>及び<u>びだい</u>の種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p><i>Curtobacterium flaccumfacien</i> s pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)</p>	<p>・新規追加に伴う項番号（9から19へ）の変更。 ・リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>
<p><del>10. インド、タイ、台湾、中華人民共和国、イスラエル、イタリア、トルコ、ギリシャ、ハンガリー、</del></p>	<p><del>すいか、とうがん及びメロン</del>の種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p><del><i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citriculi</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)</del></p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸</p>

ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、 <del>コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</del>			出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」（遺伝子診断による検査等）の対象へ変更。
20. 中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、 <del>カナダ</del> 、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ボリビア、メキシコ	[略]	<i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規追加に伴う項番号(11から20へ)の変更。</li> <li>・リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域を追加。</li> </ul>
21. アメリカ合衆国、 <u>カナダ</u>	[略]	<i>Clavibacter michiganensis</i> ssp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規追加に伴う項番号(12から21へ)の変更。</li> <li>・リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域を追加。</li> </ul>
22. 中華人民共和国、イラン、シリア、トルコ、ヨル	[略]	<i>Broad bean stem necrosis virus</i> (ソラマメステインウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規追加に伴う項番号(13から22へ)の</li> </ul>

<p>ダン、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、リビア、<del>オーストラリア</del></p>		<p>イルス)</p>	<p>変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアナリシスの結果に基づき、発生していないことが確認された地域を削除。</li> </ul>
<p>23. 中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、<del>オーストラリア</del></p>	<p>[略]</p>	<p><i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトウルーモザイクウイルス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規追加に伴う項番号(14から23へ)の変更。</li> <li>・リスクアナリシスの結果に基づき、発生していないことが確認された地域を削除。</li> </ul>
<p>24. インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、<u>フ</u></p>	<p>[略]</p>	<p><i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規追加に伴う項番号(15から24へ)の変更。</li> <li>・リスクアナリシスの結果に基づき、新たに発生が確認された地域を追加。</li> </ul>

<p>インランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、エジプト、チュニジア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、チリ</p>			
<p>16. インド、中華人民共和国、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ロシア、エジプト、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、チリ、ベネズエラ、ペルー、ニュージーランド</p>	<p>トマト及びばれいしまの種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト及びばれいしまの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p><del>Potato spindle tuber viroid</del> (ジャガイモやせいもウイロイド)</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」(遺伝子診断による検査)の対象へ変更。</p>
<p>17. 中華人民共和国、シリア、アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チ</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト、ばれいしま及びペピーノの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p><del>Pepino mosaic virus</del></p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象へ変更。</p>

<p><del>エヨ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ</del></p>			<p>査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」（遺伝子診断による検査）の対象へ変更。</p>
<p>18. イタリア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p><del>Columnnea latent viroid</del></p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」（遺伝子診断による検査）の対象へ変更。</p>
<p>19. カナダ、メキシコ</p>	<p>トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p><del>Mexican papita viroid</del></p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」（遺伝子診断に</p>

			による検査)の 対象へ変更。
20. <del>タイ、オランダ、カナダ</del>	<del>とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト及びとうがらしの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</del>	<del>Pepper chat fruit viroid</del>	リスクアナリシスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」(遺伝子診断による検査)の対象へ変更。
21. <del>インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、チェミジア、セネガル、コートジボワール</del>	<del>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの及びトマトの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</del>	<del>Tomato apical stunt viroid</del>	リスクアナリシスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」(遺伝子診断による検査)の対象へ変更。
22. <del>インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド</del>	<del>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの及びトマトの生植物(種子及び</del>	<del>Tomato chlorotic dwarf viroid</del>	リスクアナリシスの結果に基づき、規則

<p><del>ド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ</del></p>	<p><del>び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</del></p>		<p>別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」(遺伝子診断による検査)の対象へ変更。</p>
<p>23. <del>メキシコ</del></p>	<p><del>トマトの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</del></p>	<p><del><i>Tomato planta macho viroid</i></del></p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」(遺伝子診断による検査)の対象へ変更。</p>